

基幹放送局の開設の根本的基準の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 基幹放送局の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二十一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>(3) テレビジョン放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）</p> <p>基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域</p> <p>(4) マルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）であつて、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に</p>	<p>第一条（略）</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第二条 この規則中の次に掲げる用語の意義は、本条に示すとおりとする。</p> <p>一〜十四（略）</p> <p>十五 「放送区域」とは、一の基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）の放送に係る区域であつて、中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、次に掲げる区域をいう。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局</p> <p>（一）（二）（略）</p> <p>(3) テレビジョン放送を行う基幹放送局</p> <p>基幹放送局の電界強度（地上十メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル一ミリボルト以上である区域</p>

定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。）が、毎メートル $\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.71)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第十一条第三項に規定するOFDMフレームに含まれる三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項に規定するOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(5) テレビジョン放送及びマルチメディア放送を行う基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものに限る。）

(一) デジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。（二）において同じ。）が、毎メートル $\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.32)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第二十八条第二項に規定するOFDMフレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項に規定するOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(二) デジタル放送の標準方式第四章第三節に定める放送を行うもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル $1.26 \times 10^{0.5 \times \log(B/5.55)}$ //

(4) マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う基幹放送局

(一) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号。以下「デジタル放送の標準方式」という。）第四章第一節に規定する放送を行うもの

基幹放送局の電界強度（地上四メートルの高さにおけるものとする。（二）において同じ。）が、毎メートル $\sqrt{(1.12)^2 \times n + (0.32)^2 \times m}$ ミリボルト以上である区域（ n はデジタル放送の標準方式第二十八条のOFDMフレームに含まれる十三セグメント形式のOFDMフレームの数とし、 m は同項のOFDMフレームに含まれる一セグメント形式のOFDMフレームの数とする。）

(二) デジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うもの

基幹放送局の電界強度が、毎メートル $1.26 \times 10^{0.5 \times \log(B/5.55)}$ //

リポルト以上である区域（Bは、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

第三条～第六条（略）

第七条 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するもの及び移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一・二（略）

2（略）

第八条～第十条（略）

リポルト以上である区域（Bは、放送局の使用する周波数帯幅（単位MHz）とする。）

第三条～第六条（略）

第七条 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局（人工衛星に開設するものを除く。）を開設しようとする者は、指針として次の各号の条件を満たすようにしなければならない。

一・二（略）

2（略）

第八条～第十条（略）